

陳情番号	件名
第 9 号	いわゆる「共謀罪」法(改正組織的犯罪処罰法)の議決の強行に抗議し、不安を解消する抜本的改正もしくは廃止を求めることについて
受理年月日	
29.7.18	

陳情の趣旨
<p>「テロ等準備罪法案」と称された、いわゆる「共謀罪法」(改正組織的犯罪処罰法)は、参議院で委員会審議をきちんと締めくくらないまま、本会議で強権的に議決が強行されて成立、7月11日に施行されました。しかし、審議でも強く指摘された同法の多くの問題点、社会に広がる不安、心配、恐れは、まったく拭われないままに残されています。</p> <p>同法は、以前の「共謀罪」法案の一部に「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」の条文(第6条の2)を付け加えるなどし、「テロ等準備罪法案」と略称を変えましたが、「組織的犯罪の共謀罪」の新設を目的としていることは何ら変わりません。つまり「共謀罪法案」に「テロリズム集団その他の」と形容句をかぶせ、世界で横行しているテロ行為への不安に便乗して、「共謀罪」への拒否感を薄めさせようとする意図が強く疑われました。</p> <p>この法律は、すでにある特定秘密保護法、安全保障関連法、改正通信傍受法、そしてマイナンバー制度やGPSによる捜査等々ともつながって、言論・表現の自由を脅かし、監視社会をもたらす恐れが強く指摘されています。すでに報道・ジャーナリズムの萎縮が問題になり、権力への批判・抵抗・異議申し立てを表す市民運動、自治的運動や表現の自由などへの抑圧を招く恐れが大きく指摘され、戦前の治安維持法の再来を危惧する意見も多く出されています。</p> <p>私たち、子どもの(市民すべての)主体的で自由な学びを大切にする教育を求めて活動する「相模原の教育を考える市民の会」は、教育と学びの自由と活力が損なわれる恐れを強く抱いています。</p> <p>なぜなら、教育は「伝える」行為であり、その過程で価値観を含む「教え」(何を・どうとらえ・どう伝えるか)が必要不可欠だからです。また学びは、調べ・知り・考え・批判し・意見や思想を創り、それを表明し・対話することを含む行為だからです。ともに内心の自由がおびやかされる恐れを禁じ得ないのです。さらに、これらの自由と活力はすでに、教育の自治を脅かす国家の教育権的な管理・統制の強化により、大きく損なわれつつあります。</p> <p>また、神奈川県警青葉警察署は、先の参議院議員選挙で18歳の投票率が高かったことに関して、管内の県立高校にその理由を電話で聞いています。国旗国歌法では、国会審議で「強制はしない」との答弁が繰り返され、条文より長い付帯決議が</p>

つけられたにも拘らず、施行後は強制が広がっている事例もあります。公安警察による市民運動などへの情報捜査とその利用の事例も報道されています。

社会に強く、不安、心配、恐れが存在する「改正組織的犯罪処罰法」は、成立・施行された後も、多くの問題点を解消するための改正・修正の議論と努力が継続されて然るべきだと考えます。それが、国会の役割であり、内閣の責任ではないでしょうか。

貴市議会におかれましては、成立・施行された「改正組織的犯罪処罰法」に関し、十分な審議を尽くすことなく議決が強行されたことに抗議するとともに、人権侵害など不安、心配、恐れの本格的な解消のための改正・修正に向けてさらに誠実に審議をすること、それができなければ廃止をすることを、国会及び内閣に求める意見書を提出されるように陳情します。

陳情番号	件名
第 10 号	北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて
受理年月日	
29.8.9	

陳情の趣旨
<p>3月6日に北朝鮮が発射した4発のミサイルのうち3発が日本の排他的経済水域内に着弾しました。その後、トランプ米大統領は、北朝鮮に対する圧力を加えるためにこれまでにない兵力を朝鮮半島に集結させました。現在の朝鮮半島情勢は最大の緊張下にあるといっても過言ではありません。</p> <p>4月16日には軍事パレードに続いて弾道ミサイルを発射し、失敗に終わりましたが、さらなるミサイル発射や6回目の核実験の兆候が米韓の調査で明らかになっており、今後何があってもおかしくない状況にあります。</p> <p>更に7月4日には今年10回目となる弾道ミサイルを発射、ミサイルはおよそ900キロ以上飛んで日本の排他的経済水域内に落下し、アメリカ当局はアラスカが射程範囲となるICBMだったとの見方を示しました。</p> <p>3月のミサイル発射は「在日米軍基地を標的とした訓練」であったと発表していることや、核の小型化にむけた技術も進んでおり、日本に北朝鮮のミサイルが飛んでこないとも限りません。</p> <p>北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第十六条（市町村の実施する国民の保護のための措置）の中にも明記されていますが、この避難訓練はこれ迄に複数の地方自治体が既に実施しております。北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって下記について陳情致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、「国民保護法」第十六条（市町村の実施する国民の保護のための措置）に基づき、国民の保護を迅速かつ的確に実施すること。</p> <p>一、武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために「国民保護法」を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。</p> <p>一、万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を貴自治体で実施すること。</p> <p>一、国の指示を待ついとまがない場合には、市長の迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施すること。</p>

一、武装テロや武装難民などへの適切な対策を講じること。

以上

陳情番号	件名
第 11 号	公民館の貸室使用料の導入についての方針を撤回するよう求めることについて
受理年月日	
29.8.10	

陳情の趣旨
<p>私たちは平成28年12月より、公民館の貸室使用料の導入について、その方針を撤回するよう求める署名活動に取り組み、8月10日現在、2万3000筆を超える個人署名と、261筆の団体署名を集めてきました。</p> <p>相模原市は、平成7年度の「相模原市行政改革大綱」、続いて平成24年12月の「受益者負担の在り方の基本方針」等の考え方に基づき、各公民館の運営協議会などにおいて、公民館の貸室使用料の導入についての説明を行ってきました。今年2月には、市議会全員協議会において使用料導入についての基本的な考え方を示し、この9月議会で使用料導入に関する条例改正案を、議会に提案すると表明しています。</p> <p>相模原市の公民館はそれぞれの地域において、社会教育施設としての役割を果たし、各公民館は独自に様々な企画を行ってきました。また、住民の自由な集会や学習・文化・スポーツなどの活動の権利が保障されています。さらに高齢者がひとりでも参加できる取り組みも多く、地域のコミュニティ形成の核となっています。地域との結びつきが希薄になりつつある今だからこそ、コミュニティづくりの中心となる公民館の存在が、いっそう重要になってきています。</p> <p>「公民館の使用料が導入されれば、活動を継続できない」というサークルや団体、個人も少なくありません。無料だからこそ、多くの市民が費用の心配をせずに、公民館を利用することができます。老若男女が無料で様々な活動に携わることができる相模原市の公民館は市民の宝であり誇りです。</p> <p>多くの市民から「受益者負担」という考え方に対して批判がでています。なぜなら、社会教育施設としての公民館の活動に、「受益者負担」という考え方は全くなじまないものであるからです。また、使用料が導入された場合の、利用者から徴収を予定している使用料の合計は、一般会計予算の約0.02%に過ぎません。利用者に負担を求めなくても、財政の見直しで十分対応が可能です。</p> <p>子どもが健やかに学び、若者が成長し、お年寄りが豊かに住み続けることができる相模原市を未来の子どもたちに手渡すためにも、市に対し、「公民館の貸室使用料の導入」についての方針の撤回を求めるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 12 号	相模原市の公民館の有料化の方針の撤回を求めることについて
受理年月日	
29.8.10	

陳情の趣旨
<p>学習をする、教育を受けるということは、住民の基本的な権利であり、教育を受ける機会は均等で無料であるべきです。</p> <p>各公民館では、独自に様々な企画を行ない、住民は年齢を問わず、自由な集会や、学習・文化・スポーツなど、活動の権利が保障されています。</p> <p>年齢を問わず、一人でも参加できる取り組みも多く、地域のコミュニティ形成の核となっています。有料化することにより、住民が二分されます。</p> <p>隣近所との付き合いが少なくなる中、又家に引きこもりになったり、うつ病になったりと、会話の場所が増々大切になってきています。</p> <p>公民館に集まり、活動を通し、話しをしたりするだけでも健康に役立っているのです。病院や老人ホームを増やし集まるのではなく、公民館に人が集まりやすい環境づくりが大切です。そのためにも、だれもが無料で参加できる、健康づくり、人づくりのできる公民館を望みます。</p> <p>受益者負担と言いますが、世界に広がるKOBAN(交番)と同じです。交番の近くに住む人は有料にするのでしょうか？世界に誇れる大切な宝、さがみはらの公民館です。有料化するべきではありません。</p> <p>以上の趣旨から市に対し、公民館の有料化の方針の撤回をもとめるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 13 号	国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現について
受理年月日	
29.8.16	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情趣旨</p> <p>(1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。</p> <p>(2) ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。</p> <p>2. 陳情理由</p> <p>今、義務教育に求められているものは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、三位一体改革によって義務教育費国庫負担の国の割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。こうした中、仮にも義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することがあれば、地方財政をさらに圧迫するとともに、全国的な教育水準の維持や教育の機会均等の原理を阻害することになりかねません。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、全国どこの自治体でも、すべての子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう1953年度(昭和28年度)に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を国庫負担対象にすることを定め、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図るための根幹をなしています。中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として今後も維持されるべきとしています。義務教育教科書無償給与制度も、我が国の義務教育の無償制を支えるものとして定着しています。</p> <p>また、学校現場では多様な課題を持つ子どもたちに対し、個に応じた対応がより一層重要となっています。さらに、いじめや不登校等の問題も深刻化する中、子どもの貧困や虐待等への対応も求められています。さらに、今年4月に文科省が公表した「勤務実態調査」によると、3～5割の教員が一月の時間外労働が80時間(過労死ライン相当)以上となっており、うち1割は、すでに精神疾患に</p>

罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。未来を担う子どもたちを育む学校現場において、ゆきとどいた教育を実現するため学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充することは急務です。

以上の理由から、平成30年度国家予算編成において、教育予算の大幅増額と地方教育財政の確保、義務教育費国庫負担制度の存続・拡充、教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるよう、地方自治法第99条の規定により、貴議会の意見書を国・関係機関に提出していただきますよう、陳情いたします。

陳情番号	件名
第 14 号	公民館有料化に反対することについて
受理年月日	
29.8.17	

陳情の趣旨
<p>日頃より市政発展のため、市民の先頭に立ってご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。</p> <p>他市に先がけて相模原市の公民館が大切にしてきた4つの原則を守り今まで作りあげてきたことに感謝しています。</p> <p>公民館は社会教育施設としての役割をはたし、それぞれの地域で独自の企画を行っています。市民が主体的に学習・文化・スポーツ・集いなどの活動に積極的に取り組み、地域との関わりを築いてきました。さまざまな世代が利用することで地域での日常的な交流がすすみ、公民館はまさに市民に広くひらかれた公共施設です。</p> <p>公民館有料化の話聞き、今まで無料で利用していた市民は大きな戸惑いを感じています。有料化となれば、サークル・団体や個人の利用がどのように変わっていくのか懸念されます。長きにわたり地域で作りあげてきたつながりがこれからも継続できることを望んでいます。</p> <p>生き生きと健康で生活でき、誰もが気軽に使うことができる公民館が大切にしてきた「貸館の無料、公平・自由の原則」を貫き、今後もこれまでと同様に無料で利用できるよう「公民館の有料化」についての方針の撤回を市に求めるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 15 号	社会教育における自治体の「教育責任」を明確にし生涯学習ではなく社会教育の再興を図り、公民館の「有料化」の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.17	

陳情の趣旨
<p>受益者負担の名目により公民館を利用する市民に使用料の負担を求める「有料化」導入の条例改正案が8月10日に市教育委員会で可決され、市議会9月定例会議に提出されます。しかし、この「有料化」案は単なる使用料徴収や受益者負担、市の財政問題ではなく、社会教育の在り方の根幹にかかわる政策の実情を問う問題だと考えます。</p> <p>行政の所管部署の名称が「生涯学習部・課」となって「社会教育」の語が消え、教育振興計画においても「生涯学習施設・社会教育」と付け足し的な表現になっているのが「社会教育」の現状です。相模原市でも近隣市と同様に、図書館も博物館も公民館も、社会教育施設ではなく「生涯学習施設」と分類され、「サービス」を提供する施設とされています。</p> <p>こうした現状は「社会教育」が今や言葉としても実態としても“消滅の危機の淵”にあると言っても過言ではないことを端的に示しています。文部科学省の文書によると、生涯学習とは「家庭教育や学校教育、社会教育、個人の自学自習など、人々が生涯にわたって取り組む学習のこと」です。巨大な制度としての学校教育を別にすると、2006年の教育基本法の改訂で、旧法の「社会教育」から分離新設された条文の一つが家庭教育（第10条）、もう一つが「個人の自学自習など」にあたる生涯学習（第3条）ですから、社会教育の位置付けの低下・縮小は明らかで、公的な「教育責任」（学習権に対応して必要な教育を提供する責任）があいまいになっています。</p> <p>それが端的に表れるのが、公民館などでの「社会教育」の専門家の不在状態をきたした人事です。図書館法、博物館法による両施設はかろうじて維持されてはいるものの、運営の民間委託で先行きが心配されます。</p> <p>しかし、こうした現状の中でも、神奈川県内の33市町村のうち20市町が公民館を設置しており、そのうち厚本市、伊勢原市、茅ヶ崎市、葉山町の4市町は使用料を徴収していません（「有料化」に含まれる座間市については後述）。また厚木市など県内の6市町は部署名に「社会教育」を維持しています。相模原には、住民と職員によって長年積み重ね、育んできた社会教育、公民館の歴史と実績があります。</p> <p>つきましては、公民館の「有料化」にかかる条例改正案に関し、厳密な審議をしていただきたく、以下の3項目につき陳情いたします。</p> <p>今後も行政の責任で、全国から注目されている相模原の公民館の無料の原則が守</p>

られ維持されますよう、市議会におかれましては十分な審議を尽くして下さることをお願いいたします。

【1】市議会において「社会教育」(生涯学習ときっちりと区別して)の現状・実態を点検・確認して、その再建と活性化について審議し、そのための「社会教育」政策の策定の必要を示してください。

教育委員会の学校教育部・課は教育専門職員(教員免許保持者)力が配属され、部課長とも専門職員ですが、生涯学習部・課にはそのような配慮はなく、一般行政職の扱いとなっています。これは公的な「教育責任」のあいまい化とつながり、生涯学習は「行政サービス」の対象分野でサービスには使用料が伴うのは普通、となるのだと思われます。

生涯学習ではなく「社会教育」という視点を大切にして審議してください。

【2】公民館「有料化」の政策に関し、市議会主導で公民館の利用者である市民(住民)への説明会・意見交換会を地域ごとに開催してください。

教育委員会生涯学習課はこれまで、各公民館運営協議会への説明会を2度にわたり開いていますが、利用者・市民(住民)への説明会の要求には全く応えていません。同協議会の構成メンバーの多くは、「有料化」案で「減免」の対象団体で、いわば行政への協力団体です。あえて言えば、“身内への根回し”的な説明と言いたいものです。

市議会の主導で説明・意見交換会を開き、市議会の審議に反映させることが、民主主義的であり、さらに「社会教育」的な対応でもあると考えます。相模原市議会には、いじめ防止条例制定の際に市民との2回の意見交換会を持ち、より良い条例を制定した、すぐれた実績があります。

今のまま「有料化」を進めたのでは、多くの市民が「有料化」についてきちんと知らされず、内容が理解できないまま、使用料を負担させられることとなります。市民を置き去りにしない配慮をしてください。

【3】公民館「有料化」案を否決して、生涯学習施設ではなく「社会教育」施設としての公民館が、公的な「教育責任」を担う学習権に対応する教育施設として、無料の原則が守られるようにしてください。

高等教育(学校教育)などの無償化が叫ばれる今、これまで無償だった「社会教育」施設を有償化することは、全くおかしいことです。公民館は市民(住民)が少人数でも利用でき、必要な《教育》の提供を求めることができる場です。

当初案より安くなったとされていますが、たとえ少額であっても有料となれば市民にとって大きな負担であり、公民館の利用を控えたり諦めたりする市民や小さなグループが出てくるのは必定です。すでに「有料化」している県内自治体の中には、利用者の減少などで見直しを迫られている例も出てきていると伝えられます。

まず、「有料化」という方針そのものが、市民(住民)の教育権(学習権)の保障の理念に反します。「社会教育」施設は、国民(市民・住民)の学習権を保障するための施設であり、公的な責任として設置が求められるものです。有料になった施設はもはや、「社会教育」施設としての公民館とは言えません。

また、これまで説明されてきた使用料の「減免」には、公民館「有料化」を図る行政の姿勢自体の持つ矛盾が凝縮しています。第一に、一般市民（住民）にとっては、ほとんど無関係の仕組みです。減免対象は、「自治、教育、福祉など公益性のある団体」だそうで、自治会、PTA、青少年健全育成協議会、スポーツ少年団、社会福祉協議会などが例示されています。ということは、ふつうの市民（住民）の私的で小さなグループ・団体は、まるで対象とはなり得ません。

さらに例示された団体のほとんどは、多くの市の審議会の委員を推薦する団体でもあり、市政への協力団体です。しかも、多くは市からの補助金を受けている団体で、自治会もPTAも社会福祉協議会も自前の会計を持ち、事務所を持ち、それぞれの活動で公民館を利用する必要は多くはありません。

このように見てくると、政治的な学習や集会、行政批判的なグループ・団体（これらは、政治教育であり自治的活動であって、「社会教育」の中核だと言えます）は、減免対象から「排除」されるばかりではなく、公民館の利用を“歓迎されない”ことになる、と勘繰りたくもなります。

なお、公民館「有料化」の自治体に含まれている座間市は、公民館を設置した当初から、施設利用を幅広く認めて、「社会教育の例外は有料」としたのだそうです。このため減免規定において、「社会教育」が条例本則に明記されており、自治、福祉などととも市民の活動はほぼすべてが無料となっているそうです。

「減免」対象に、「社会教育」活動の担い手である一般市民（住民）が含まれていない今回の条例改正案は、もっぱら「有料化」のためのもの、としか言えません。たとえ「有料化」を定めることが必要だとしても、「社会教育」活動など市民（住民）の活動に「有料化」は適用しない原則（減免なども）は条例本則に定めるのが、正道だと考えます。条例案の作り方が間違っていると言うべきではないでしょうか。

以上、どうぞ充分なご審議のうえ、ご理解をたまわり、受け止めてくださいますよう、お願い申し上げます。

陳情番号	件名
第 16 号	子どもの医療費助成に一部負担金を設けないことを求めることについて
受理年月日	
29.8.17	

陳情の趣旨
<p>【趣旨】</p> <p>一、 小児医療費助成に一部負担金を設けないこと。</p> <p>【理由】</p> <p>相模原市では、平成 30 年度に向けて小児医療費助成の対象を中学校卒業まで拡大する検討が進められる一方で、拡大にあたり新たな財源確保策等を検討するとしています。横浜市や川崎市では平成 29 年 4 月から、助成対象を小学校卒業まで拡大し、同時に通院 1 回につき 500 円の一部負担金を設けました。</p> <p>中学生以下の子どもは感染症など複数の病気にかかりやすく、内科・小児科はもちろん、眼科や耳鼻科、整形外科、歯科などの複数科を頻回に受診することがあります。子どもの 7 人に 1 人が相対的貧困とされる中、通院 1 回ごとに一部負担金がかかることは大きな負担となります。</p> <p>また、一部負担金の無料化の議論では度々、「不必要な受診を招く」等の指摘がなされますが、群馬県では助成対象を中学校卒業まで拡大した結果、夜間などコンビニ受診が減少し、医療費抑制につながる可能性を示唆する答弁が県議会でなされています。</p> <p>小児医療費助成の対象拡大により、一時的に市の負担は増えると思われませんが、長期的には早期受診・早期治療による健康増進や医療費の減少、また子育てしやすい環境づくりに寄与するものと考えます。お金の有無にかかわらず、必要に応じて医療機関にかかれるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 17 号	公民館の四原則を貫き、貸室使用料導入の撤回を求めることについて
受理年月日	
29.8.17	

陳情の趣旨
<p>私たち神奈川県土木一般労働組合相模原支部は創立以来、12の地域に編成された「分会」と呼ばれる単位で、様々な行事、活動、会議などを、公民館を中心に行ってきました。</p> <p>私たちが公民館を利用する大きな理由は、まず知名度です。市民なら誰でも知っており、誰でも立ち寄ることができます。新たな組合の加入者を迎える際も、別の地域から移住してきた方を迎える際も、公民館での利用を通じて、気軽に話をするのできる関係になります。「分会」をさらに細分化した「群」と呼ばれるグループにおいても、公民館を主要な活動の場所とすることによってつながりも密になり、公民館は私たちにとって欠かせない存在です。</p> <p>この公民館に貸室使用料が導入されるという条例改正案が、9月の定例議会で審議されようとしていますが、私たちは以下の理由から、公民館の貸室使用料の導入に反対します。</p> <p>一つ目は、誰でも無料で利用することができるからこそ、組合員の自由な活動が保障されており、こうしたことが前提になり、私たちは地域に根づいて、市民の住環境整備を支える存在となってきました。公民館での日常活動のほか、公民館まつりなどへの参加を通じて知り合った大勢の市民から、住まいの相談などで声をかけられるなど、私たちは住民の要求の受け皿ともなってきました。使用料が導入されれば、私たちも、市民の人々も、今までのように気軽につながりを作ることはできません。</p> <p>二つ目は、組合員がコミュニティーを形成する上で、無料で利用できることが欠かせないということです。建設職人は仕事柄、いつ大きな事故に遭遇し、休業を余儀なくされるか分からない状況で働いています。日当いくらかという契約で働く建設職人は、仕事がなければ収入は途絶えてしまい、わずかな金額でも大きな負担となります。私たちはこうした状況に陥ったとしても、気軽に公民館に集まることによって、市民や組合員とのつながりを深めてきました。</p> <p>先日、私たちは相模原市と防災協定を締結しましたが、いつでも気軽に集まることができる場所があることは、災害対策の大前提です。市民としっかりと結びついた建設職人が、大きな災害が起こった際に力を発揮してきたことは、これまでの多くの災害からも明らかです。公民館の使用料導入は、こうした災害対策の大前提と、市民と建設職人との結びつきをも破壊するものであり、今回の貸室使用料の導入については、相模原市に対し、使用料の導入撤回を求めるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 18 号	公民館有料化方針(公民館有料化を導入する条例改正案)に関し 慎重審議を求めることについて
受理年月日	
29.8.17	

陳情の趣旨
<p>< 陳情項目 ></p> <p>公民館の4原則の根幹たる“貸館の無料・公平・自由の原則”を遵守し、“有料化方針”について、公民館運営協議会のみでなく直接利用者・市民・利用団体への丁寧な説明責任を果たすために、時間をかけて“社会教育機関”としての公民館の役割を踏まえ徹底的に慎重審議をしてください。</p> <p>< 陳情趣旨 ></p> <p>相模原市では戦後、地域の拠点として行政・市民協働による公民館建設運動が展開される中、「教育機関」としての公民館の4つの原則をうちたて大切に守ってきました。中でも貸館の無料・公平・自由の原則は、誰にも開かれた市民が集い学び、つながる“場”として、さがみはらの“宝”として愛されてきた公民館の大黒柱です。今、有料化することは、一人暮らしや年金暮らしの高齢者、孤立した悩める若者、子育てママ・パパたち等々市民の自由な参加・つながりを分断してゆくものです。</p> <p>そして何より、何故“有料化方針”が出されているのか、利用者・市民・利用団体への直接的説明の場はいまだありません。こうした市民・利用者・利用団体(当事者)不在のまま、決定されることは到底受け入れ難いものです。</p> <p>市は早急に直接利用者・市民・利用団体への丁寧な納得できる説明責任を果たすべきではないでしょうか。</p> <p>そのうえで、貴議会におかれましては、時間を十二分にかけて議論を深め、慎重審議されることを強く求めます。全国で評価された“さがみはらの社会教育・公民館活動”歴史を貶めないよう、評価に値する判断をされるべく慎重審議されることを重ねてお願いします。</p>

陳情番号	件名
第 19 号	「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求めることについて
受理年月日	
29.8.18	

陳情の趣旨
<p style="text-align: center;">[陳情の趣旨]</p> <p>貴議会において、「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」を議決し、関係機関に提出いただくよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">[陳情の理由]</p> <p>我が国における薬害肝炎問題を解決するため、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成 20 年 1 月 11 日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月 16 日に公布施行されてから早 10 年が経過しようとしています。</p> <p>この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち 2278 人（厚生労働省発表平成 29 年 4 月末時点）が救済法による救済を受けてきましたが、特定フィブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染者数は 1 万人以上（企業推計、ただし 1980 年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっています。</p> <p>厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在します。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、救済法の請求期限である平成 30 年 1 月 15 日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。</p> <p>救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念からすれば、付則第 3 条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべき状況にあります。</p> <p>また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とし、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるべきです。</p> <p>症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第 7 条、同第 9 条） 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第 6 条 1 号）</p>

特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること
以上のことから、貴議会におかれましても、薬害肝炎被害者の全面救済のため、
関係機関に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 20 号	公民館利用の無料継続を求めることについて
受理年月日	
29.8.18	

陳情の趣旨
<p>(陳情の趣旨)</p> <p>相模原市は、社会教育施設としての公民館を生活圈域ごとに設置し、市民の社会教育の場、交流・触れ合いの場として豊かにその機能を発揮してきました。そして4つの大切にすることの一つとして「貸館の無料・公平・自由の原則」を貫き通してきましたが、このことによって地域住民の利用を促し、地域コミュニティ形成に多大な貢献をしてきました。相模原市の公民館制度は、他自治体と比較しても誇ることものできる施策でした。</p> <p>公民館の設立には、地域の青年たちが中心となりました。市外からの転入による人口急増時には女性たちの学びの場、交流の場として公民館が重要な役割を發揮しました。高齢社会が急速に進行する中では、地域で高齢者を孤立させないためにも、公民館を利用して様々な活動を作り上げることは、市の施策として大変重要なことです。相模原市の地域包括ケアシステムが「公民館区」を単位としており、今後、公民館は高齢者の自立を促すためにもその役割がますます大きくなると思われます。年金を中心とする収入で暮らす高齢者にとっては、公民館の利用が有料となれば利用を躊躇する方が増えることが懸念されます。高齢者に限らず、子ども、女性など様々な世代の市民が公民館を無料で利用し、地域での交流が活発に行われることは、相模原市の現在と将来にとっても大変重要なことです。</p> <p>「受益者負担」や「利用者と未利用者の公平」のために有料化するという事は、利用のハードルを高くし、地域住民を利用できる人と、利用できない人に一層分断することにもつながります。利用料の心配をすることなく誰もが利用可能にすることを求めます。</p> <p>よって、市議会におかれましては、公民館の利用について無料の原則を継続・維持することを、市に対して求めていただきますよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 21 号	相模原市の公民館有料化に反対することについて
受理年月日	
29.8.21	

陳情の趣旨
<p>相模原市の公民館は市内のそれぞれの地域で住民のための社会教育施設として大きな役割を果たしています。</p> <p>公民館は市民に学習と交流の場を保障しており、地方自治の推進の点からも無くてはならないものであり、市民のための重要な拠点になっています。</p> <p>公民館は、これまで長い間、営々と市民と市職員が力を合わせて築き上げてきた市民のたからです。とりわけ、相模原市教育委員会のHPにも書かれている4つの原則、1. 住民主体の原則 2. 地域主義の原則 3. 教育機関であること 4. 貸館の無料、公平・自由の原則に基づき、公民館活動が維持され、発展しています。公民館が地域づくりの原点になり、家庭や地域の教育力に果たす役割を考えると今回の有料化は絶対に認められません。4原則の一角を崩し、公民館事業をなし崩しにすることは許されません。</p> <p>以上の趣旨から市議会におかれましては公民館の有料化の方針の撤回を市に対して求めるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 22 号	相模原市の公民館の有料化について
受理年月日	
29.8.21	

陳情の趣旨
<p>1、陳情の趣旨</p> <p>貴議会において「公民館の貸室使用の有料化」についての方針を撤回するよう市に求めることを陳情いたします。</p> <p>2、陳情の理由</p> <p>相模原市の公民館はそれぞれの地域において、社会教育施設としての役割を果たしてきました。各公民館は独自に様々な企画を行っています。また、住民の自由な集会や学習・文化・スポーツなど活動の権利が保障されています。更に高齢者がひとりでも参加できる取り組みも多く、地域のコミュニティ形成の核となっていることも重要です。「有料化となれば活動を継続できない」というサークルや団体も少なくありません。無料だからこそ多くの市民が公民館を利用しています。老若男女が無料で生涯学習活動に携わることができる相模原市の公民館は市民の宝であり誇りです。</p> <p>年金者組合は、「一人ぼっちの高齢者をなくそう」と仲間と一緒に、楽しみ、学び、生きがいある人生をめざして公民館を使って、楽しいサークル活動や、各種行事や打ち合わせなどを行っています。高齢者が生き生きと元気に外に出ることは健康維持のためにも大切なことです。有料化になれば利用料の負担も大きく年金者組合の各種取り組みにも大きな影響が出ます。</p> <p>学校教育と同様、社会教育施設の公民館は老若男女、すべての人が誰でも関わることができます。公民館の利用は無料であることが大前提です。公民館使用の有料化の考え方はなじみません。</p> <p>以上の趣旨から貴議会において「公民館の貸室使用の有料化」についての方針を撤回するよう市に求めることを陳情いたします</p>

陳情番号	件名
第 23 号	公民館有料化の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.23	

陳情の趣旨
<p>市議会 9 月定例会議にて、公民館の有料化の条例改正案を否決されることを以下の理由で陳情します。</p> <p><u>1.たとえ少額であれ、負担が厳しい人がいる</u></p> <p>私は、経済的に余裕のないご家庭のお子さんに勉強を教える活動や、不登校・引きこもりの状態にある方々と共にいる活動をしています。その中で感じるのは、たとえ数百円の出費であっても、経済的に苦しい状況にある方にとっては辛い事で、なんとか避けることはできないかと苦慮する事案であるということです。本来、公民館は誰もが安心して居られる、活動できる場であるはずなので、その原則からはずれる有料化は否決されるべきと考えます。</p> <p><u>2.利用目的によって負担減免されるかどうか分けるのはおかしい</u></p> <p>減免対象になるのは公益性のある団体ということですが、市民の自由な活動をその目的によって有料か無料か分けるのはおかしいと思います。自分たちの楽しみのためにお金を払うというのは民間の場所での考え方で、公民館はその理屈ではなく、市民の自由な活動を保障する理屈で運営されるべきと考えます。公益性というのも、何を持って公益とするかの基準や誰が判断するのかなど、恣意的になる曖昧さがあります。</p>

陳情番号	件名
第 24 号	公民館有料化方針（公民館有料化を導入する条例改正案）に反対し、撤回を求めることについて
受理年月日	
29.8.24	

陳情の趣旨
<p>< 陳情項目 ></p> <p>1. 公民館の4原則の根幹となる“貸館の無料・公平・自由の原則”を遵守し、公民館使用の有料化の方針に反対するよう求めます。</p> <p>< 陳情趣旨 ></p> <p>公民館は、市民が生涯にわたって自主的に学習をし、教育を受ける基本的な権利が保障される場です。環境整備を含めこの権利を守ることが、私たちの税で成り立つ自治体の責務です。自治体として市民を守る姿勢を堅持してほしいと願います。広く市民の豊かな学習活動を保障するためには、公民館の原則、とりわけ「貸館の無料・公平・自由の原則」が根幹となることは、自明のことです。これを遵守せずには、自治体の市民擁護の姿勢は崩れます。無料原則を堅持してください。</p> <p>公民館の設立原則を揺るがす今回の条例改正案の重大性からすれば、何故「有料化方針」が出されているのか利用者・利用団体へ市当局からの直接的説明の場がないことに強い不満と不信があります。利用者・利用団体（当事者）不在のまま、決定されることは到底受け入れ難いものです</p>

陳情番号	件名
第 25 号	公民館利用有料化の条例案の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.24	

陳情の趣旨
<p>9月議会において、「公民館の利用有料化」について審議される予定と伺っています。私は以下の理由により、この条例案に反対いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. そもそも教育は無償が、憲法でうたわれている原則である。 2. 公民館は、その理念を前提にすれば公共施設の利用は可能な限り無料とするのが原則である。 3. 特に相模原市における公民館の設置理念と実績を考えれば、無料でこそその実をあげることができる。 4. 教育を受ける権利は、小学校・中学校での学校教育を受ける「義務教育」ととどまらぬ、市民の学ぶ権利である。 5. 「受益者負担」との考えは、上記の理念に根本から反するものである。 6. 利用団体による「減免措置」の導入については、その理由如何を問わず市民の間に分裂と対立を生む。加えて、今後ますます増えることが予想される高齢者の利用が困難になることは明白である。 7. そもそも市が決める、減免の基準なるものは非常に「差別的」であると思えない。私自身は40年以上にわたって、「少しでも良い教育をしたい」との思いで学習会を組織し、延べ数十人に及ぶ市内小学校・中学校の教員の指導力向上に貢献してきたと自負している。これを「個人の趣味的な活動」と決めつけられるのは、はなはだ不本意である。 <p>市議会が、市民の声を真剣に受け止め、徹底審議の上否決されることを陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 26 号	「公民館有料化」の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.24	

陳情の趣旨
<p>〔陳情項目〕 市が提案している公民館有料化に対し、市議会として反対することを陳情します。</p> <p>〔陳情理由〕 相模原市は、9月議会で公民館有料化を正式に提案する方針です。これに対し相模原市議会として、この条例改正案を否決していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>公民館有料化について昨年来、市内32公民館に説明に入った生涯学習課の説明は、「受益者負担」の一点に終始しました。</p> <p>公民館は社会教育法に定められた社会教育機関で、義務教育の小中学校と同じ位置づけです。公民館が一部の人にだけ利用されているから受益者負担ならば、子どもがいない人は義務教育にかかる費用を負担しなくてもいいということになってしまいます。</p> <p>その発想ならば、図書館法で図書館の利用は無料とされていますが、これも受益者負担。地域の道路や橋など税金で賄っているインフラも利用が頻繁な人ほど受益者負担で多く払わなければならない、または地域住民が受益者負担でお金を出してつくることとなります。</p> <p>「受益者負担」というと一見もっともらしく聞こえますが、実は「公共」の定義を揺るがす危険な魔法の言葉です。</p> <p>生涯学習課は、二度も全公民館に入っていないながら何を見聞きし、何を得られたのでしょうか。公民館運営協議会にだけ一方的に有料化を説明し、たくさんの利用団体、一人ひとりの利用者には、背を向けたままです。せっかくの全公民館視察の機会、利用者の声を直接聞く場ともなり得たのに、お金の話ばかり。悲しくなります。</p> <p>受益者負担で安易に利用料を徴収するよりも、もつとお金を生み出すところはあるはず。公民館にかかる費用も、外部委託費の精査はされているのでしょうか。天下りや再開発の利権にお金は流れていないのでしょうか。私たちが持っている市の公開文書からは、いくつか無駄が指摘できることが判明しました。</p> <p>公民館の維持管理費以外にも、市の支出に無駄はないですか。身の丈に合わない</p>

借金をして公共事業にばかりお金を使っていませんか。例えが悪いかもしれませんが、私たち市民は、ギャンブル依存の強権的な夫に怯える妻や子どもではないのです。本当の無駄をなくす。それをとことんやった上の有料化の提案とは、とても思えません。

教育委員会・生涯学習課は、社会教育法の理念に基づき、社会教育の平等の精神から無料の原則を守るべく、努力していただかなければなりません。

市長は安易な財源として、「受益者負担」の魔法の呪文を恣意的に運用してはならないと思います。

どうぞお願いします。

相模原市議会におかれましては、「受益者負担」の一言で片付けず、本当の無駄を精査していただきたくお願い申し上げます。

私たち市民も公民館で学んできた主権者として、市の財政を家計簿か小遣い帳なみに読み解けるようになり、健全財政に貢献していく所存です。

第二次世界大戦で多くの人命とたくさんの物が失われた日本で、公民館は産ぶ声をあげました。何もなかったけれど、当時、市民は日本国憲法が保障した学習権を子にした喜びにあふれていました。

公民館は、地域の公民館として地域住民が知恵と労力と物（土地、資材）を出し合って創り上げてきたのです。

今こそ、市行政、市議会、市民が知恵と力を出し合っていくべき時ではないでしょうか。安易な「受益者負担」の二重課税は主体性を無視して課されるのであって、建設的なものは生み出さず、どんどん受益者負担を加速させるだけです。

公民館創成期の熱を持って、地域住民自らが自分たちの公民館と思える公民館創りをしていくことが、先人たちが築いた「相模原の宝、公民館」を発展させていくのではないのでしょうか。「受益者負担」の使役労役、徴用では財政も先細るだけです。行き過ぎた民営化、民間委託や、社会教育専門職員のリストラは、空洞化を招きます。

私たち市民も、押しつけではない自主的な活動をする意欲を持っています。

良識ある相模原市議会におかれましては、公民館のあるべき未来像という大きな視点から考えていただき、高齢化や社会の不安定化、災害などのセーフティーネットとして、公民館無料の原則が守られるよう賢明なご判断をされることを切に願います。

何卒、公民館有料化の市方針を否決していただけますようお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第 27 号	社会教育施設である市立公民館を「有料化」する条例改正案の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.24	

陳情の趣旨
<p>陳情項目 公民館を有料化する条例改正案を否決して下さい。</p> <p>陳情主旨</p> <p>相模原市の公民館は戦後の荒廃した地域社会の復興を目途として、市が長い年月をかけて地域ごとに建設し、地域住民と公民館職員とが協力して地域のつながりをつくりあげてきた大切な拠点です。「相模原の公民館」は全国の自治体から高く評価されています。</p> <p>政令市になってもこれといって特徴のない本市にとって、公民館は唯一といってもいい本市の宝です。この「宝」を守るのは市の教育委員会の重要な役割であり、教育委員会はこれを守る責任があります。</p> <p>教育委員会にこの責任があることを議会として指摘して下さい。</p> <p>高齢化の進む今日、高齢者が一人でも気軽に活動に参加できるのは、身近に公民館があり、しかも無料だからこそです。高齢者が人と出会い、交流する場があることで孤独にならず、健康も維持できるのは市にとっても保健・福祉予算の節減に役立っているはずで</p> <p>昨今、市民の経済格差が広がり社会問題になっています。これに伴い子どもの貧困が深刻さを増しています。このような中で子ども食堂などの子どもを支援する市民の主体的な活動が広がり、公民館はこの活動を支える重要な場となっています。</p> <p>有料化は、市民が主体的に育ち合う場としての公民館機能を阻害します。</p> <p>公民館を有料化するこの条例改正案を否決して下さい。</p>

陳情番号	件名
第 28 号	「市立公民館の有料化」条例改正案の否決を求めることについて
受理年月日	
29.8.24	

陳情の趣旨
<p>陳情項目：公民館を有料化する条例改正案を否決するよう陳情します。</p> <p>相模原の公民館は全国に誇れる公民館として私たちは大事にしてきました。この地で、子育てをしていく中で、どんなに公民館の仲間たちに支えられ、学んできたか、はかり知れません。社会教育の場としての公民館で大人としての学び、親としての学びができたことはかけがえのない事だと思っています。学びは見えないところで地域づくりに広がっています。今、子どもや高齢者や弱者に目がいき、心に寄り添うことの大事さを実感し、行動を起こしている人たちは公民館で関わった人が多いと言われています。</p> <p>公民館は誰もが気軽に活動に参加でき、多種多様な意見の交換ができる貴重な場所です。戦後、(旧)文部省が願いを込めて高らかに作りあげた公民館の理念をもう一度確認し、相模原の公民館の4原則を守り通してください。</p> <p>：すべての市民にとって公民館がいつも開かれた場にしてください。 経済的な理由により、高齢者も子どもも活動に支障が出ないようにしてください。</p> <p>：減免措置は地域活動の真の力になるとは思えません。 公益性とは何かが曖昧なかでは地域づくりの発展を創るよりも住民自治の分断になるのではないかと懸念しています。</p> <p>最後にこれからを担う世代のためにも「相模原の公民館を無料化の原則」で守ってください。 公民館を有料化する条例改正案を否決してください。</p>